

【 手術 】

639 同日のK044 骨折非観血的整復術「4」前腕骨骨折非観血的整復術と K046 骨折観血的手術「4」前腕骨骨折観血的手術の併算定について

《令和7年7月31日》
《令和8年6月1日更新》

○ 取扱い

同日のK044 骨折非観血的整復術「4」前腕骨骨折非観血的整復術とK046 骨折観血的手術「4」前腕骨骨折観血的手術の併算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

手術については、厚生労働省告示※¹に「同一手術野又は同一病巣につき、2以上の手術を同時に行った場合の費用の算定は、主たる手術の所定点数のみにより算定する。」と示され、また、厚生労働省通知※²に「手術料（輸血料を除く。）は特別の理由がある場合を除き、入院中の患者及び入院中の患者以外の患者にかかわらず、同種の手術が同一日に2回以上実施される場合には、主たる手術の所定点数のみにより算定する。」と示されている。

前腕における同日の骨折非観血的整復術と骨折観血的手術の併算定は、上記告示及び通知に該当するが、複数手術に係る費用の特例には該当しない。

以上のことから、同日のK044 骨折非観血的整復術「4」前腕骨骨折非観血的整復術とK046 骨折観血的手術「4」前腕骨骨折観血的手術の併算定は、原則として認められないと判断した。

（※1）診療報酬の算定方法

（※2）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について